

許可申請書と添付書類一覧

【令和3年1月1日以降申請用】

	様式番号	書類の名称	要否		省略可能な書類（注1）													
			○	×	法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般特新規	業種追加	更新	一般特新規+業種追加	業種追加+更新	一般特新規+更新	業種追加+更新	一般特新規+業種追加+更新		
申請書類（公開）	第1号	建設業許可申請書	○	○														
	別紙1	役員等の一覧表	○	×														
	別紙2（1）	営業所一覧表（新規許可等）	○	○							-							
	別紙2（2）	営業所一覧表（更新）	○	○	-	-	-				-							
	別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○														
	別紙4	専任技術者一覧表	○	○														
	第2号	工事経歴書	○	○		○					○							◇
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○		○					○							
	第4号	使用人数	○	○		○					○							
	第6号	誓約書	○	○														
	第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○														
	第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表（注2）	○	○														
	-	定款	○	×							△	△	△					△
	第15号	貸借対照表	○	×							○	○	○					○
	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	×							○	○	○					○
	第17号	株主資本等変動計算書	○	×							○	○	○					○
	第17号の2	注記表	○	×							○	○	○					○
	第17号の3	附属明細表（注3）	○	×							○	○	○					○
	第18号	貸借対照表	×	○							○	○	○					○
	第19号	損益計算書	×	○							○	○	○					○
第20号	営業の沿革	○	○							○		○						
第20号の2	所属建設業者団体	○	○							○	△	○					△	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○							○	△	○					△	
申請書類別冊（非公開）	-	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注4）	○	○														
	-	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注4）	○	○														
	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	別紙1	常勤役員等の略歴書	○	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○							-							
	-	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○							○							◇
	第9号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）	○	○							○							◇
	第10号	指導監督的実務経験証明書	○	○							○							◇
	-	監理技術者資格者証（注5）	○	○							○							◇
	第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注6）	○	○														
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注2）	○	○														
	第14号	株主（出資者）調書	○	×							○	△	○					△
	-	登記事項証明書（注7）	○	○							○	△	○					△
-	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注8）	○	○							○	○	○					○	
-	健康保険等の加入を確認できる書類（注9）	○	○															
-	預金残高証明書又は融資証明書等（注10）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※県独自様式

-	事業主・役員等・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注11）	○	○															
-	建設業法に基づく許可要件の調査について（依頼）（注12）	○	○							☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

前記の各書類を「申請書類」と「申請書類別冊」に分けて3部（正・副・控）提出してください。（「申請書類」は新潟県庁土木部監理課において閲覧に供されます。）

- (注1) 「省略可能な書類」欄の記号について
○…省略可能
△…変更がなければ省略可能
◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能
□…規則第7条第1項第1号イに該当する場合は様式第7号及び別紙を、規則第7条第1項第1号ロに該当する場合は様式第7号の2、別紙1及び別紙2を提出
☆…常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所の専任技術者及び営業所所在地に変更がなければ省略可能
- (注2) 「建設業法施行令3条に規定する使用人」とは、支配人、支店又は営業所の代表者を指します。該当者がいない場合は提出は不要です。
- (注3) 資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。）が対象
- (注4) 役員、事業主、建設業法施行令3条に規定する使用人について、それぞれ提出が必要です。株主、顧問、相談役については提出は不要です。
※「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、地方法務局等で交付を受けられます。
※「成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書」は、被証明者の本籍地の市町村で交付を受けられます。
※上記書類の発行が受けられない場合、医師の診断書に代えることが可能な場合がありますので、その際は事前にお問い合わせください。
- (注5) 監理技術者の資格者証をもって営業所専任技術者としての要件を満たすことを証明する場合は、卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書及び技術検定合格証明書等の資格証明書は不要です。
- (注6) 該当者がいない場合は提出は不要です。様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、提出は不要です。
- (注7) 個人については、該当がない場合は提出不要です。
- (注8) 事業税の納税証明書を添付してください。副本には添付不要です。新設法人等で決算期末到来の場合は、添付を省略することができます。
- (注9) 副本には添付不要です。健康保険等の加入を確認できる書類とは、
・健康保険、厚生年金保険については、申請時直前の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し。（事業開始間もないため領収書等の書類がない場合は、新規適用届（受付印があるもの）の写し。）
・雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し。（事業開始間もないため申告書等の書類がない場合は、雇用保険適用事業所設置届（受付印があるもの）の写し。労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している場合は、納入通知書及び領収書）
- (注10) 副本には添付不要です。貸借対照表で自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は省略できます。
- (注11) 当県知事にかかる建設業許可申請書には、この様式の添付が必要となりますので、申請書と一緒に綴り込まず提出してください。なお、申請区分（新規・更新・業種追加等）にかかわらず提出が必要です。
- (注12) この書類には確認書類を添付して提出してください。詳しくは以下のホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1193760964307.html>)
- (注13) 上記の様式の他に、許可取得後に用いられるものとして、変更届出書（様式第22号の2）、届出書（様式第22号の3）及び廃業届（様式第22号の4）があります。